

## 第10回集团的消費者被害回復制度等に関する研究会 議事要旨

1. 日時 平成21年7月24日(金)10:00~12:00

2. 場所 永田町合同庁舎一階第一会議室

3. 出席者

(委員)

三木浩一座長、山本和彦座長代理、黒沼悦郎委員、中川丈久委員、窪田充見委員、長野浩三委員

(事務局)

田中国民生活局長、齋藤大臣官房併任大臣官房消費者庁・消費者委員会設立準備室審議官、高橋調査室長、加納消費者団体訴訟室長、鈴木課長補佐

(オブザーバー)

法務省民事局局付、最高裁判所事務総局局付

(説明者)

大高友一弁護士

4. 議題

(1) 諸外国⑦ スウェーデン・ブラジル

(2) その他

5. 議事概要

スウェーデンの制度について三木座長より、ブラジルの制度について大高弁護士より説明があった。主なやり取りは以下の通り。

### ●スウェーデン

○スウェーデンのオプト・イン型のクラス・アクションと日本の選定当事者制度では、機能的に大きな違いはあるのか。

○大きな違いとして、和解については確証が要するという点が挙げられる。また、抽象的ではあるが、代表者は利益擁護義務を負うとする規定がある。さらに、集団構成員につき、日本の被担当者には上訴権は与えられていないが、スウェーデンでは、集団構成員は集団のために上訴をすることができることとされており、全体的に集団訴訟を意識した規定になっており、単に代表適格を定めた日本の選定当事者制度とはかなり違うといえる。

○スウェーデンの制度は、割合完成度の高いよく考えられたものであると思われる。その上で、まず、告知の方法について、裁判所が告知を行い、費用は国庫によって賄われるということだが、これは訴訟費用になるということか。仮に、訴訟費用に含まれるとすれば、最終的に敗訴者負担になると考えられる。

とりあえず国庫負担としても、最終的には敗訴者負担になるのであれば、代表者は敗訴した場合かなり負担になると思われるが、詳しい仕組みはどうなっているのか。

- この点については、今回の調査では質問していないので、わからない。
  - 集団構成員が集団のために上訴することができるということだが、その場合には、集団構成員は、上訴審においては代表者という立場に立つというように理解していいのか。また、代表者自身が上訴しない場合、代表者の交代ができるのか。
  - 私の理解では、原審の代表者と並んで一種の代表者の地位に立つものと考えられる。もっとも、集団構成員は上訴をすることができるだけで、訴訟追行は代表者が行うものかもしれない。もしくは、代表者が訴訟追行をしない場合には、代表者の交代となるのかもしれない。
  - 代表者の利益擁護義務の法的効果についてはどのように考えるのか。例えば、フランスでは、団体がオプト・イン型の訴訟を利用しないのは、不適切な訴訟追行をした場合、構成員から損害賠償請求をされてしまうというように、一定の義務を負っているからであると言われているが、スウェーデンの制度について、そのような法的効果が17条の規定によって生じるのか。
  - そうした法的効果が生じると規定したのではなく、一種の委任契約という訳でもなく、解釈の問題とされており、一般の不法行為なり、あるいは、他の契約法理を使って対処することになっていると思われる。
  - スウェーデンでオプト・イン型がうまく使われている理由は何か。
  - クラス・アクション法がよく使われているかについてはスウェーデン国内でも評価がわかれている。オンブズマンや学者からは制定後6、7年経過しているにもかかわらずあまり利用件数がなく、だからオプト・アウト型に切り替えるべきであるという意見も聞かれ、むしろ使われていないといった評価の方が多かったと思う。ただ、使われていると評価している人に、なぜオプト・イン型の制度が利用されているのかという理由を尋ねたところ、国の規模が小さいので、広告による通知が伝わりやすいという点と、消費者の権利意識が強いので、オプト・インを呼びかけると参加してくれるという点が挙げられている。これらの理由は、スウェーデンでこれだけの利用があるから、日本でも導入できるかということには直接つながらないように思われる。
- 私見では、本制度を活用した事案として紹介したのは12件あり、係属中のものもあるが、判決まで至った事案はほとんどなく、また、そのうち、そもそも請求内容に無理があった事案もあり、そのことから実際によく活用されているというように言い切れないと思われる。
- 消費者オンブズマン対クラフトコミッホーンの事件においては、集団訴訟と

しての認可要件が争われたようだが、いかなる点が争われたのか。

- 代表性の問題ではなく、クラス・アクション法 8 条の要件に関わることである。具体的には請求の大部分が集団構成員の各自による個別訴訟では集団訴訟と同等の訴訟追行をすることができない、といった要件が争われたものだと思う。

## ● ブラジル

- 拡散的利益についてだが、資料 2・2 ページの拡散的利益の具体例として挙げられている大気や河川の清廉性というものは個々に分解できない包括的・社会的な法益であるとイメージしやすいが、広告の真実性や製品の安全性というのは個別的利益の集合という側面があるのではないか。

それと関係して効果の面で、差止請求・原状回復請求は社会的法益を確保するという場合には説明がつくが、「包括的損害賠償」とは何を意味するのか。

また、資料 3-2 (1) ①「過去の行為で汚染された水の浄化環境に対して生じた包括的損害に対する賠償請求」とあるが、これは原状回復費用とイメージできるが、②「消費者に対して生じた包括的損害に対する損害賠償」とあるところ、ここでいう「消費者に対して生じた包括的損害」とは何をいうのか。

その他に、集合的利益に関し資料 3-2 (2) は具体的な被害が発生していても良いということだが、例えば③のように不当な契約条項が問題とされている事案で、未だ具体的な損害が生じていないときに、「包括的損害賠償」がイメージすることができるのか。一方で②の「プロバイダーの側の事情により長時間通信ができなくなった場合」は個別的な損害が発生しているように思えるが、もともと権利の区別が必ずしも明確ではないと思われる。

これらの権利のイメージと包括的損害賠償が何であるのか。

- 今回、事務局は、アントニオ・ジディ教授の「ブラジルにおけるクラス・アクション」という論文をもとに資料を作成しているが、包括的損害賠償について詳しい記述がなかったため把握していない。
- 広告の真実性というのは、拡散的利益の場合には文字通りの真実性そのものを意味し、真実性を誤認したために受けた損害は同種個別的な利益が害されたということになる。真実性の確保の権利が拡散的利益ということになり、その場合の効果として、個別の損害賠償請求はありえない。
- 資料 3-2 (1) ②「広告内容の真実性に疑義がある場合」に差止めを求める場合は拡散的権利の請求とすることができるが、例えば真実ではない広告を見て間違えて物を購入し損害を受け、それに対する損害を請求する場合は同種個別的権利の請求となる。

拡散的利益と集合的利益との区別は、私見では、対象となる人々を特定でき

るかどうかだと考える。

拡散的利益に対する金銭的な賠償については、資料3-2(1)①に関しては湾内の水の浄化にかかる費用ということになるだろうが、②の「消費者に対して生じた包括的損害」に関しては聞き取り調査をしておらず分からない。

(2)の集合的利益に関しては、慰謝料的・迷惑料的なものが含まれるものと理解している。

○拡散的権利、集合的権利、同種個別的権利というように集団的権利を3分類する議論はブラジル国内のみで行われたのではなく、もともとはイタリア法学の研究と相まって生まれた。ブラジルの立法に携わった中心人物として、イタリア系ブラジル人のアダ教授がおられるが、イタリア研究者との研究成果の交換が行われていたようである。

また、集合的権利の分類に関しては大きな議論があったようで、中には3分類そのものに反対を唱える方もおられたようだ。個人的に、サンパウロ大学の教授にこの点を問うたところ、教授ご自身はこの3分類は分かりにくく、集合的権利と同種個別的な権利は場合によってはまとめてもいいのではというお考えのようだった。

○消費者の利益に関する複数の問題があり、そこでいう消費者が個別的な消費者なのか、消費者の集合なのか、抽象的な消費者なのかという問題は、日本法で集団的消費者被害救済制度を考える際にも、集合的権利を3分類に分けるかどうかは別として、同じように生じてくる潜在的な問題であると思う。

○拡散的権利、集合的権利の金銭的請求は個別の消費者に帰属するものではなく、機能的には違法行為に対するペナルティ的な働きをするのだろうと思う。また、同種個別的権利であっても、確認判決後、個別の消費者が執行しなければ1年後には原告が残りを執行し、基金に入ることだが、ブラジルのクラス・アクションについては、主に同種個別的権利に関してであろうが、消費者の救済に加え違法行為の抑止という2つの趣旨が混じった制度であると思われる。このような整理はブラジルでも行われているのか。

○ブラジルの制度はかなりユニークである。ブラジル内ではブラジルの制度はアメリカのクラス・アクションとかなり近いという意見が聴かれる。一方、スウェーデンのリンドブロム教授は、アメリカのクラス・アクション研究者としても有名だが、彼によれば、ブラジルの制度はクラス・アクションではないとおっしゃっていた。その理由として、原告適格が基本的に政府機関のみであること、消費者の損害賠償請求権を束ねるというイメージではなく、公的基金として広く国にお金を入れるという一種の民事罰に近いといったことをあげている。

○ブラジルでヒアリング調査を行った際、ブラジルの制度は基本的にアメリカ

のクラス・アクションとは異なる制度であると言う人が多かった。個別被害の救済を精力的に追及するというよりは、消費者被害の抑制が主たる目的といったイメージで考えておられるようだ。

○ブラジルで80年代に立法を担当した方と現在運用している方とでは多少の認識の違いがあるようにも感じる。

○集団的利益の3分類は興味深い。ラテン系で共通な考え方なのかもしれないが、フランスでは2分類になると思われる。フランス法で、集合的利益に基づいて団体が提起する場合においても金銭的賠償が認められているという点は共通性があるのではと思う。

○資料3-2・3ページ(4)②シェリング社の経口避妊薬の事例に関し、被害者集団に対する精神的賠償として100万リアルとあり日本円で4000万~5000万円ほどになるのであろうが、その後各消費者が個別に請求する賠償は、この金額に比べてさらに高額になるのか。

○その点に関してはわからない。個別の訴訟がどのくらい行われているのかは把握していない。

○フランスにおいては集合的損害の金銭賠償は団体に入るといっても名目的なものにとどまることが多いが、ブラジルにおいては基金に入るという事情が作用していることも関係あるのかもしれないがかなり高額の印象を受ける。

集合的な損害に対する賠償と個別の利益の損害に対する賠償は日本でいうと「訴訟物が異なる」ということになるが、②のような事例(シェリング社の事例)で団体が勝訴した場合、個別に請求する消費者は勝訴判決を援用することはあるのか。

○判決がどのような権利に基づくものによって変わってくる。同種個別的権利に基づく金銭請求をして、金銭支払い義務を命じる判決が出れば、個別消費者は当該判決を個別に執行権を行使することになる。

拡散的権利、集合的権利に基づく差止請求をした場合、また同種個別的権利には基づくが金銭的請求ではないものについては、個別の訴訟で対世効であるとか第三者効に基づいて判決を有利に援用することになる。

○②には個別具体的権利は入っていないように見えるが、団体が勝訴しても個人は関係ないという整理でよいのか。

○②の(1)については同種個別的権利に基づくものという説明を受けた。それによって争点効のような形で事業者の行為が違法であることを個別訴訟で有利に援用することができるということであると思う。

○争点効が片面的に拡張することがありうるということか。

○②の事例の(1)の請求が同種個別的権利に基づくものとしても、この判決に基づいて個別執行できるのかにつき、例えば、①の病院が不当条項に基づき不当

請求した事例であり、病院が違法に徴収した金銭を倍額返還することを求めるものであるが、このような請求であれば判決が確定すれば個別に判決を執行して金銭を請求できる。

補足説明だが、消費者保護法42条は、消費者が被害を受けた倍額の返還を求めることができる規定となっている。

(2)の会員規約の価格調整条項の修正については差止請求であり、集合的権利に基づく請求という整理になると思われる。

○実質的には公的基金にお金が入り、個別の救済は付加的なものであるという印象を受けるが、①のような抽象的な金銭の請求を求めた場合、個別の原告が救済を求める割合というのはどのくらいか。現段階でわかればご教示いただきたい。

さきほどの話によれば、個人が訴訟を起こさなければ基金に入ることから、基金に入る割合が大きければ個別の利益の損害とは言いながら公的なものに入るというある種の民事罰的な機能を実質は果たしているということも考えられる。

○集合的権利で抽象的にお金を取っておいて、それが個別に解体できる場合、どのくらいの割合で個別の原告が救済を求めるかは調査する必要がある。また、そのときに抽象的にとっておいたから個人の訴訟がやり易いのか、逆にやり難いのかも含めて調べるとよいかもしれない。

○②のシェリング社の件の(1)の請求については同種個別的に基づくものだという事だが、実際に避妊に失敗した女性が個別具体的な損害賠償をしているかというところが一番問題である。

○まとめてとったのは(4)の精神的賠償というのであるから、具体的な損害を積み上げていくと、おそらくそれを上回るのではないだろうか。

○被害者集団に対する精神的賠償というのは何なのかわからない。欧州の中では珍しいと思うが、イタリアの損害賠償の考え方は日本の西原理論に相当するのではないかと考える。

生命身体の損害賠償の慰謝料は、慰謝料とは言いながら計算的、抽象的に決められるものであり、個別の苦痛や具体的な財産損害と切り離して存在する。それと同じ考え方なのかもしれない。

○フランスにもそのような考え方があるのか。

○慰謝料というかは不明だが、集合的利益を侵害されたことに対する損害というのは存在する。

○その場合誰の損害なのか。

○その集合の損害である。

○消費者団体ではなく関連的な消費者の集合ということか。

- 関連的消費者の集合がなぜ団体に入るのかは不明であるが、集合的利益を体現している団体が請求権を有し、団体が取得できる。
- その権利の性質は慰謝料ではないのか。
- 慰謝料という説明は見たことがない。
- 実務的には団体は実費程度を取得するという事ではないか。
- 実際はそうだと思う。
- 調査をするために確認しておきたいが、(1)～(5)までの請求は何に基づく請求なのか。
- (1)が個別的権利に、(2)(4)は集合的権利に基づく請求である。(3)に関しては間接強制のようなものであり付随的なものである。
- (1)に関しては、原状回復ということを考えると個別的というよりは拡散的権利もしくは集合的権利に該当するよう感じた。ヒアリングの際に個別的権利に基づくものということであったが再度確認だけ取っていただければと思う。
- (1)は個別的請求の話なので、別途個別の請求をした場合に違法性や注意違反義務などの争点については援用できるということであったと理解している。
- 条文を読む限り有利に使えるということである。
- 説明によるとこのあとに強制執行手続がのってくるということだが(1)ものってくるのか。
- この事例はのってこないが、①の(1)は個別の強制執行手続にのってくると考えられる。②については10年以上前の事案であるがつい最近確定判決が出てまもなく執行が始まるようである。和解が多いため執行に至ったのは初めてではないかと言っていた。
- 執行とは(4)の100万レアルの執行か。
- そうである。
- 本来の責任判決で執行に至ることは②の事例ではないということか。
- おそらくちがう。アドベンチスタ病院の事案は判決が出れば責任判決で執行に至ると思う。
- 責任確認判決の片面的効果の拡張がどういう理屈でできるのか、ブラジルでは一般的なのかということには興味がある。
- 片面的拡張はドイツやオランダの約款規制の差止訴訟の援用と理屈的には同じではないのか。
- そう考えると特段奇異なことではないかもしれない。
- 消費者団体には訴訟費用などのお金が入ってこない制度に見受けられるが。
- そのような観点から調査をしていないので不明だが、IDECの年間収入は20

0万リアルであるところ、政府からの研究委託調査費などが多くを占めるように、訴訟からの収入は入っていないように思われる。

- 15億円の基金からもらえるような制度でもなさそうだが。
- 現地調査でも基金が活用されていないということだった。
- ジディ教授の論文によれば、政府機関が被告になることも多いということだったが、典型的な例をご教示いただきたい。
- ③の事案（エクセルリーシング社）は連邦政府も被告となっている。
- 連邦政府のどのような違法性について何を請求した事案なのか。
- 通貨政策が猫の目的に変わったことでリアルの下落を引き起こしたということに対する訴訟である。
- 政府機関が訴えられても仕方がないと思われるような典型的な事案はないか。
- 拡散的権利に基づく請求に関する具体的事例の中の（1）③の事例は、政府等が困窮者に公共的料金の一部負担をする基準が適切でないとしてことから政府等が訴えられた事案であり、典型的なものではないか。
- これは拡散的権利に基づくものなのか。
- 政策は国民全員に及ぶので、拡散的権利である。
- 政府機関相手の同種個別的権利に基づく事案はあるか。
- あいまいな政策により具体的損害が発生した場合にはありえる。
- 日本で言えば大和都市管財の事件が該当するのではないか。
- 都市計画により立ち退きを迫られた住民が当該計画がおかしいということで訴訟が起こった例がある。
- 訴えられたのはどこか。
- ワタナベ教授によれば連邦ではなくサンパウロ州だったと思う。

以上